

社援地発 0331 第 3 号  
 障障発 0331 第 3 号  
 老認発 0331 第 2 号  
 令和 3 年 3 月 31 日

各 都道府県  
 指定都市  
 中核市

民生主管部（局）長 殿  
 成年後見制度利用促進主管部（局）長 殿

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課長

成年後見制度利用促進室長  
 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
 老健局認知症施策・地域介護推進課長  
 （公印省略）

### 重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号。以下「改正法」という。）により社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）が改正され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されます。また、改正法に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における包括的な支援体制の構築を図るため、重層的支援体制整備事業が創設されます。

一方で、これまで市町村では、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「利用促進法」という。）を踏まえて、権利擁護に関して地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む仕組みづくりを進めています。

両者は、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという点において密接な関係にあり、市町村において双方が連携した支援体制を構築することで、効率的・効果的な実施が可能になるものです。

今般、これらの連携に関する基本的な考え方について、下記のとおり通知します。貴職におかれでは、十分にご了知の上、積極的に連携を進めてください。併せて、各都道府県におかれでは、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

## 1 重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の関係性等について

### (1) 重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業は、従来の支援体制では対応の難しい地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村全体の支援関係機関が相互に連携して、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築することで、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に行うものである。

### (2) 成年後見制度利用促進に係る取組について

成年後見制度利用促進に係る取組は、利用促進法第12条の規定に基づく成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）を踏まえ、全国どの地域に住んでいても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、保健・医療・福祉に司法を加えた権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築して、成年被後見人等の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するものである。

### (3) 両者の関係性について

(1)(2)はいずれも、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという共通点を持っており、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、障害があってもなくてもすべての住民が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、社会全体で支え合いながら、ともに創っていくという地域共生社会の理念の実現に資するという目的を共有するものである。

これらに取り組むことは、本人が社会とのつながりの中で生きがいや役割を持って、安心して暮らしていくことができる環境の整備や地域づくりにつながるものと考えられる。特に、成年後見制度利用促進に係る取組との連携は、司法を加えた権利擁護支援の効率的・効果的な実施にもつながるものである。

## 2 重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について

重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組を具体的に連携していくにあたっての考え方を、別添「重層的支援体制整備事業に係る各支援と成年後見制度利用促進に係る取組の連携についての考え方等」に示した。別添を参考にしながら、地域の実情に応じた連携に積極的に取り組んでいただくことをお願いする。

なお、令和2年度における地域共生社会実現のための包括的支援体制構築事業（以下「モデル事業」という。）の実施状況と、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関（以下「中核機関」という。）等の整備状況の関係性をみたところ、モデル事業を実施している地域は、未実施の地域に比べて中核機関等の整備率が19.9ポイント高く、連携した取組が既に始まっていることを申し添える。

### 3 その他

都道府県におかれては、法第6条第3項や利用促進法第15条において、市町村の取組に関して、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされていることを踏まえ、各都道府県域内での重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携事例の情報共有等をお願いしたい。

国においては、令和3年度以降、各種研修や都道府県での説明会を実施するほか、各地域の取組事例を発信するなど、重層的支援体制整備事業の取組を通じた包括的な支援体制の構築や成年後見制度利用促進の体制整備を促進する取組を進めていくこととしている。これらの積極的な活用や参加をお願いしたい。

## 別添 重層的支援体制整備事業に係る各支援と成年後見制度利用促進に係る取組の連携についての考え方等

### 1 基本的な考え方

#### (1) 連携を進めるための仕組みづくり

重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組は、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという共通点を持っており、障害があってもなくてもすべての住民が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、社会全体で支え合いながら、ともに創っていくという地域共生社会の実現に資するという目的を共有するものである。

両者の効率的・効果的な実施のためには、関係する部局や支援関係機関の相互理解を深めておくことが重要であり、両者の制度を理解するための研修を実施するほか、連絡調整担当者の設置や、定期的な事例検討や情報共有の機会の設定など、日常的に意思疎通を図る仕組みを整えることが望ましい。併せて、重層的支援体制整備事業実施計画の策定や同事業の実施、成年後見制度利用促進の効率的・効果的な体制整備に向けて、市町村内での協力体制を構築していくことが望ましい。

#### (2) 連携を進める際の留意点

支援関係機関間で、本人に対する支援をつなぐ場合や、連携した支援を開始する場合には、聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報を共有する必要性が生じる場合があるが、その際には、本人から支援関係機関に情報を提供することについての同意を得ることが基本となる（※1）。

一方で、本人との接触ができないなどの事情により、本人から同意が得られない中で情報共有を行う必要がある場合には、守秘義務がかけられた支援会議の場等で行うこととされたい（※2）。

なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例等に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。

（※1）「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集（令和2年3月発行。）」では、成年後見制度利用促進において、個人情報の共有に関して生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第9条に規定する支援会議を活用している事例（P.256～257）などを紹介しているので参考にされたい。

（※2）法第106条の6第1項に規定により組織される会議。同条第3項及び第4項で必要な情報の授受等を規定した上で、同条第5項で構成員等に対する守秘義務を規定しているため、本人同意の有無に関わらず、支援会議の構成員間で支援に必要な情報共有等が可能となっている。

## 2 具体的な連携取組例

### (1) 多機関協働事業者と中核機関の連携

従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※1）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者（※2）をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図った上で適切な支援を行うこととしている。一方で、基本計画で整備を求めている中核機関は、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネート役を担うこととされている。

多機関協働事業者につながれた事例のうち、特に、権利擁護支援に関する課題を抱えたものについては、多機関協働事業者と中核機関が連携して対応いただきたい。

また、中核機関において受け付けた相談のうち、成年被後見人等本人やその世帯の抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の支援体制では対応が難しい事例については、多機関協働事業者につなぎ、各支援関係機関と連携して支援にあたられたい。

なお、権利擁護支援のために成年後見制度の利用が必要であるものの、親族による申立が期待できない場合は、老人福祉法等に基づく市町村長による申立を円滑に進めていただきたい。この際、市町村長申立を行う事例については、虐待の可能性があり得ることから、虐待防止の部局とも適切に連携して対応いただきたい。

（※1）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

（※2）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第1号に掲げる以下の事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

- ・ 地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業）
- ・ 障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に掲げる事業）
- ・ 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業）
- ・ 自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項各号に掲げる事業）

**【対応例】**

- ・多機関協働を図る役割の職員（モデル事業では「包括化推進員」とされている）と中核機関の職員が、定期的に情報交換や事例検討を行う。双方の役割を兼務する。
- ・中核機関が、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネート役として、成年後見人等や司法専門職等との調整を行う。
- ・成年後見人等が、成年被後見人等に対する支援の中で、従来の支援体制では対応が難しい事案を把握した場合は、多機関協働事業者等と連携して対応する。

**【期待される効果】**

- ・多機関協働事業者においては、例えば、判断能力が十分でなく、孤立や身寄りがないなどにより財産管理に課題があるなどの支援が困難な事例においても、成年後見制度を適切に利用することで、年金管理などによって財産状況を安定させた上で、介護・福祉等のサービス導入によって生活状況を改善させることができる。
- ・中核機関においては、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネート役として、他の支援関係機関との役割調整を円滑に行うことができるようになる。

**(2) 重層的支援会議・支援会議における中核機関の積極的な参加等**

重層的支援会議（※）・支援会議については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関と調整の上で構成員を決定していくことになる。市町村においては、本人やその世帯に対して権利擁護支援が必要な場合には、当該支援の地域連携ネットワークのコーディネート役である中核機関に参加を依頼するとともに、中核機関においては、構成員の依頼があった場合には、積極的に参加いただきたい。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなることから、市町村において、基本計画における協議会等の既存の会議体などと組み合わせて開催することが可能な場合には、既存の会議体と時間を切り分けて同日に開催する等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努められたい。

（※）重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議。複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うほか、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行う。

**【対応例】**

- ・重層的支援会議・支援会議を基本計画における協議会と併せて開催する。

**【期待される効果】**

- ・重層的支援会議・支援会議においては、中核機関の参加によって、支援関係機関の視点に加え、本人の意思尊重や権利擁護の視点が確保され、本人のエンパワメント等を重視した支援プランの作成・評価等が可能になる。また、社会資源の開発に向けた検討等を行う際に、中核機関と関係の深い司法等の専門職団体や金融機関等からの協力を得やすくなる。
- ・中核機関においては、成年被後見人等を支援するチームの構築や調整、地域課題の検討や調整などに関して、既存の権利擁護支援の地域連携ネットワークだけでは実施できなかった対応が可能となる場合がある。

(3) 包括的相談支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

包括的相談支援事業は、介護や障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体として実施し、本人や世帯の属性を問わず相談を受け止めるものである。こうした相談の中には、権利擁護支援のニーズを含んでいる可能性がある。包括的相談支援事業者において、権利擁護支援に関する課題を抱えた相談を受けた際には、包括的相談支援事業者と中核機関が連携して対応いただきたい。

また、中核機関においても、介護や障害、子ども、生活困窮等の他制度による支援が必要な場合は、当該制度と連携の上支援を実施されたい。

**【対応例】**

- ・地域包括支援センター等包括的相談支援事業の職員と中核機関の職員とが、定期的に情報交換や事例検討を行う。双方の役割を兼務する。

**【期待される効果】**

- ・包括的相談支援事業者においては、早期段階で本人の意思を尊重して権利を擁護する状況を作ることが期待できる。この結果として、重大な権利侵害の状態になってから事後的に対応するという状況を回避することができる。
- ・中核機関においては、後見等ニーズを精査するために必要な情報の収集や集約、整理が効率的・効果的に実施できるようになる。

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、長期のひきこもり状態にある者など支援の手が届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を実施するものである。一方、基本計画においても、権利擁護支援の地域連携ネットワークの役割として、権利擁護支援の必要な人の発見・支援や、早期の段階からの相談・対応体制の整備等が挙げられている。

アウトリーチ支援事業者（※）において、権利擁護支援に関して、支援の手が届いていない者への支援を行う際は、中核機関が連携しながら対応いただきたい。

また、中核機関においても、複雑化・複合化した課題を抱える者であって支援の手が届いていない者に対して支援を行う場合は、アウトリーチ支援事業者と連携して支援を実施されたい。

（※）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第4号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

【対応例】

- ・権利擁護支援に係る課題があると思われるにもかかわらず支援体制が構築できていない場合、まずは本人との信頼関係の構築が必要である。しかしながら、支援体制の構築にあたって専門性を要するなど信頼関係の構築までに時間を要する場合は、必要に応じて、早めにアウトリーチ支援事業者に相談するなどの連携を行う。

【期待される効果】

- ・アウトリーチ支援事業者においては、権利擁護の視点が加わることで、判断能力の低下により必要な支援を求めることができない方を早期の支援につなげることが可能となる場合がある。
- ・中核機関においては、成年被後見人等を支援するチームの構築や調整、地域課題の検討や調整などに関して、既存の権利擁護支援の地域連携ネットワークだけでは実施できなかつた対応が可能となる場合がある。

（5）参加支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

地域共生社会の実現において、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の構築を進めるに当たって強化すべき機能である。

この参加支援は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援である。

重層的支援体制整備事業においては、参加支援事業として、本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることとしている。

成年被後見人に対する支援においても、既存の事業や既存のチームでは対応できない個別ニーズ等を抱えており、社会参加に向けた支援を行う必要性がある場合には、参加支援事業者（※）、成年後見人等、中核機関などが連携しながら対応いただきたい。

（※）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第2号に掲げる参加支援事業の委託を受けている事業者（市町村が

これらの事業を自ら実施している場合は当該市町村)

【対応例】

- ・長期入院から地域移行したが、地域生活に馴染めておらず、すぐには就労すること等が難しい成年被後見人等に対して、コミュニティカフェや中間的就労を行っている事業者等の参加支援の機能を有する地域の社会資源とのマッチングを行い、成年被後見人等と社会とのつながり作りに向けた支援を行う。
- ・市民後見人養成講座を修了した方が、成年後見人等として受任するまでの活動として、参加支援の取組に協力する。

【期待される効果】

- ・成年被後見人等において、社会とのつながりが希薄化しやすいといった課題を抱えている場合は、対応できる多様な資源の開発を進めるとともに、個別に本人やその世帯のニーズや状態、有する能力にあった社会資源とのマッチングを図ることにより、人や社会とのつながりを回復し、生きがいや役割を持ち地域に参加することができる。
- ・参加支援事業としては、市民後見人養成講座の修了者の参加により、権利擁護支援の知見や活動を地域活動の実践の中で拡げることができる。
- ・成年後見制度利用促進の取組としては、市民後見人養成講座の修了者の活躍の場が増えることで、市民後見人の養成等（養成された者が支援員として活動する法人後見や日常生活自立支援事業の取組を含む）が、促進法の目的である共生社会の実現に向けた取組であることとして明確になる。加えて、後に市民後見人養成講座の修了者が成年後見人等に選任された場合においても、参加支援事業に携わった経験が成年被後見人等の支援内容の充実につながる可能性がある。